

環保第 183 号  
栃木県環境審議会

栃木県環境基本条例（平成 8 年 3 月 28 日栃木県条例第 2 号）第 10 条第 1 項の規定による「栃木県環境基本計画」における「生活排水処理人口普及率」の目標値を見直すに当たり、同条例第 10 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和 5（2023）年 8 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

## 諮 問 理 由 書

本県では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、栃木県環境基本条例第 10 条第 1 項に基づき「栃木県環境基本計画」を策定し、水環境の保全の指標の一つに「生活排水処理人口普及率」を掲げ、下水道や浄化槽等の整備に取り組んでいるところです。

現行の目標値については、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進するための構想である「栃木県生活排水処理構想」の目標値と同値としております。

今般、人口減少や下水道など生活排水処理施設の老朽化等により財政状況がさらに厳しくなる中、既存施設の持続可能で安定した運営管理が求められていることから、地域の実情にあった最適な生活排水処理施設の整備手法を見直すため、本年 3 月に「栃木県生活排水処理構想」を改定しました。

こうしたことを踏まえ、同計画に掲げる「生活排水処理人口普及率」の目標値を見直すに当たり、同条例第 10 条第 5 項において準用する同条第 3 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 栃木県環境基本計画の目標値の見直しについて

### 1 栃木県環境基本計画（R3～R7）

- 「栃木県環境基本計画」における「生活排水処理人口普及率」（※）

現 況		目 標	
令和元（2019）	87.7%	令和7（2025）	93.0%

現行の目標値については、「栃木県生活排水処理構想」（以下「構想」という。）における目標値と同値としている。

※ 行政人口に対して生活排水処理施設（下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント、浄化槽等）を使用できる人口の割合

### 2 栃木県生活排水処理構想

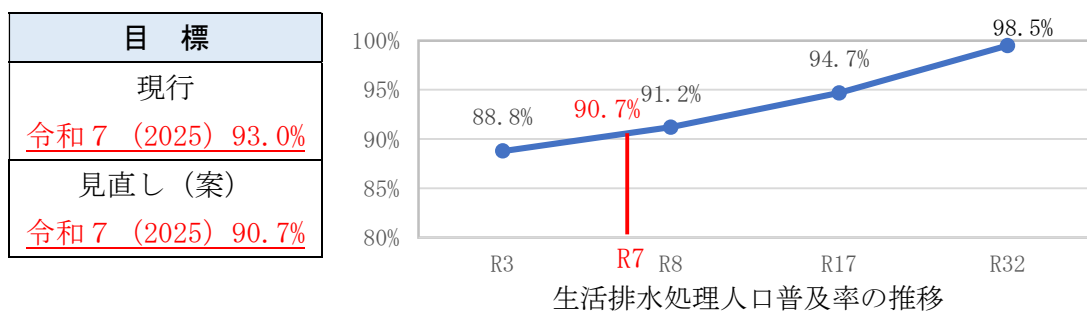
- 下水道等施設の老朽化や人口減少等により財政状況がさらに厳しくなる中、より一層効果的で効率的に施設整備するため、構想を改定した。

この中で、目標値についても現況に合わせて見直しを行った。

	現 況	短期目標	中期目標	長期目標
旧構想 H28.3 策定	平成 26 (2014) 83.7%	令和 2 (2020) 88.8%	<u>令和 7</u> <u>(2025)</u> <u>93.0%</u>	令和 17 (2035) 98.0%
新構想 R5.3 策定	<u>令和 3</u> <u>(2021)</u> <u>88.8%</u>	<u>令和 8</u> <u>(2026)</u> <u>91.2%</u>	令和 17 (2035) 94.7%	令和 32 (2050) 98.5%

### 3 審議の内容

- 構想の見直しを踏まえ、計画における「生活排水処理人口普及率」の目標値を見直す。見直しにあたっては、新構想の現況値（R3）と目標値（R8）の差を按分して算出する。



### 4 スケジュール（予定）

日 程	審 議 会	備 考
令和 5 (2023) 年 8 月	環境審議会【諮問】	計画の決定・公表
8～9 月	水質部会【審議】	
10 月	環境審議会【答申】	
11 月		